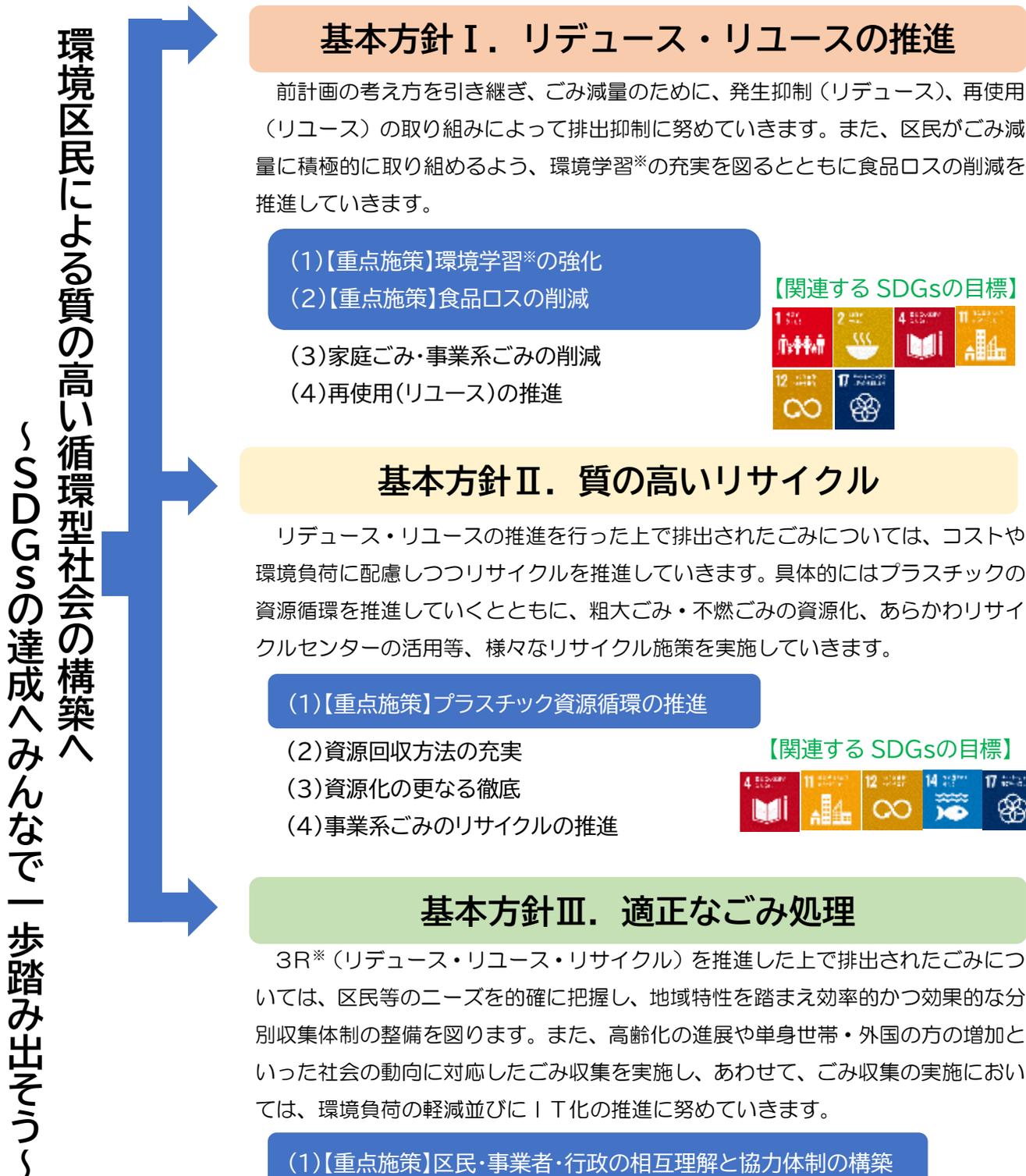


第6章. 目標達成に向けた施策

第1節. 施策体系



第2節. 具体的な施策

1. 基本方針Ⅰ リデュース・リユースの推進

これまでの考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）※の取り組みによって排出抑制に努めていきます。また、区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習※の充実を図るとともに、食品ロス※の削減を推進していきます。

(1)【重点施策】環境学習※の強化

区民がごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）※に積極的に取り組めるよう、環境学習※を充実させ、環境に対する意識の向上を図っていきます。特に未来を担う子どもに対しては学校や地域と連携し、その推進を図っていきます。

●あらかわりサイクルセンターにおける環境学習※の実施

あらかわりサイクルセンターを活用した環境学習※を充実させていきます。

・あらかわ3R※スクール（仮）の開催【新規事業】

現在の世界の環境問題や、区の清掃事業に関して、楽しみながら循環型社会※や3R※への理解を深められる「あらかわ3Rスクール（仮）」講座を開催します。具体的には、現在実施している「3R※リーダーの養成講座」や見学会等に加え、外部からの有識者による講演会、各種環境等に関する特別授業、教室、リサイクル工房等を開催し、体系的に学べる講座として充実させていきます。

・施設見学会の開催

区内小中学生の社会科見学や区民による施設見学会に積極的に取り組みます。見学の際にはより身近に学んでもらうために、見学通路に実際の資源物を設置するほか、清掃体験車「みえるん」を使用したごみの積み込みといった体験型の見学会を実施します。



あらかわりサイクルセンターでの施設見学



ごみの積み込み体験

●区民が楽しめるイベントの開催

子どもから大人まで区民が楽しくエコや3R※について学べるイベント等の啓発事業を引き続き定期的に開催し、充実を図ります。



地域まつりでの「分別クイズ」の様子

●子ども向けパンフレットの作成

子どもの頃からごみや資源についての関心を持ってもらうため、児童用の分別等のパンフレットを引き続き作成し配布します。



小学生向け清掃リサイクル啓発冊子「はじめよう! わたしたちにもできること」

(2)【重点施策】食品ロス※の削減

食品ロス※の削減に関しては、第5章の食品ロス削減推進計画※に準拠します。

(3) 家庭ごみ・事業系ごみの削減

●家庭ごみの削減

生ごみの減量・資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機※等の普及を支援するための助成制度等を継続するとともに、水切りの必要性等の情報発信や啓発活動の充実に努めていきます。

- ・生ごみの水切りの徹底
- ・生ごみ減量の施策（生ごみ処理機等購入費助成、生ごみたい肥化等の普及促進）

●家庭ごみ有料化の検討

家庭から排出されるごみ処理の有料化は、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの排出抑制及び分別の徹底意識が高まることや、排出量に応じた負担の公平化が図られ、区民意識の行動変容にもつながるとされています。また、家庭ごみの有料化は、全国で約6割の市町村が導入し、多摩地域の市においてはほとんどの自治体が導入しており、ごみの減量効果をあげています。家庭ごみ

の有料化については、ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究するとともに、引き続き検討を進めていきます。

検討に際しては、「特別区におけるごみ減量に向けた取り組みの推進と今後の清掃事業のあり方（特別区長会調査研究機構：令和2（2020）年度）」を参考に、料金体系・水準、手数料徴収方法、手数料の使途と運用等の有料化の仕組み、区民等への理解や住民説明会の開催等、有料化の導入までのプロセスや運用方法、有料化導入後の評価と見直し等について、有料化導入自治体の事例等を参考にしながら検討を行ってまいります。なお、有料化を実施した自治体では、ほとんどの場合、ごみの排出量は、有料化直後に減少が見られ、その後、多くは横ばいまたは微増する状況もありますが、有料化以前と比べると、少なくなる傾向にあります。

一方で、これまでの特別区における清掃リサイクル事業の経緯や統一的な一般廃棄物処理手数料、区ごとに有料化が導入された場合に発生が予想される未導入区への不法投棄等を考慮すると、特別区間による調整、連携は必要不可欠です。また、家庭ごみ有料化を導入する際は、区民の理解を得られるように、有料化によるごみ減量の効果や徴収する手数料について、十分な説明責任を果たすことが重要であると考えています。

●事業系ごみの資源化可能物の資源化の促進

古紙類等、事業系一般廃棄物[※]については、資源化できる仕組づくりを検討し、できる限り焼却処理は行わない方向性を検討します。

- ・古紙リサイクル業者の紹介
- ・資源化可能物における処理方法の情報発信

(4) 再使用（リユース）[※]の推進

●再使用（リユース）[※]の推進

再使用（リユース）[※]の推進事業として、フリーマーケットや再使用（リユース）[※]の講座の開催、不用品情報交換制度等を引き続き実施するとともに、参考となる他の自治体やNPO法人等の取り組みを紹介していきます。

- ・フリーマーケット等による再使用（リユース）[※]の取り組み
- ・再使用（リユース）[※]講座の開催
- ・再使用（リユース）[※]ショップの紹介
- ・不用品情報交換制度の実施
- ・再使用（リユース）[※]の普及に向けたリーフレットの作成
- ・修理（リペア）等の新たなRの普及啓発

2. 基本方針Ⅱ 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出されたごみについては、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進します。具体的には、プラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみ・不燃ごみの資源化、あらかわりサイクルセンターの活用等、様々なリサイクル施策を実施していきます。

(1) 【重点施策】プラスチック資源循環の推進

海洋プラスチックごみ問題は世界的かつ喫緊の課題であり、またプラスチックごみ焼却に伴う温室効果ガスの問題等もあり、今後はプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大していきます。現在区で実施している廃プラスチックのモデル回収事業*の検証を踏まえた廃プラスチックの資源化拡大への取り組み、また、なるべくプラスチックごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていきます。

●廃プラスチックの資源化に向けたモデル回収事業の検証と拡大

令和4（2022）年3月から実施した廃プラスチックのモデル回収事業*の検証を行い、今後、計画期間中の本格実施に向けた周知や経費、回収方法等に係る課題を明らかにした上で、プラスチックの円滑な資源化を推進していきます。

●事業者と連携したプラスチックごみ減少の推進

区内の飲食店や小売店等事業者と連携し、簡易包装の実施、代替素材の使用等プラスチックごみを発生させない販売方法を展開していきます。

●プラスチックごみ削減に向けた啓発の強化

- ・マイボトル、マイバッグ持参運動の展開
- ・マイボトル普及のための給水機の充実

(2) 資源回収方法の充実

●不燃・粗大ごみからの資源回収の推進

区で回収している不燃ごみ及び粗大ごみを資源化するためのピックアップ回収*等を活用し、引き続き鉄やアルミニウム等の金属類やガラス類等を大切な資源として回収を行っていきます。

●資源回収方法の拡充及び検討

小型家電・蛍光管・廃食油*等については、あらかわりサイクルセンター等の拠点での回収や、イベントでの回収等を行い、資源回収方法の拡充を図っていきます。

- 細やかな分別方法の周知

区民がごみと資源の分別に迷わないよう、従来の啓発用チラシや区ホームページ、AIチャットロボットによるごみや資源の分別方法の自動応答サービスの活用に加え、共同住宅等を管理する事業者への働きかけや連携等も含め、様々な手法を研究・実施しながら、より細やかな分別方法の情報を発信していきます。

- ふれあい指導*の実施

ごみ排出のルール・マナー違反への対応は、引き続きふれあい指導*を継続していきます。

(4) 事業系ごみのリサイクルの推進

- エコノミックリサイクル*の推進

事業者が排出する紙類を資源として回収する東京商工会議所荒川支部で実施しているエコノミックリサイクル*利用の周知を行うとともに、事業者の自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけていきます。

- 事業系ごみの資源化可能物の資源化の促進【再掲】

3. 基本方針Ⅲ 適正なごみ処理

3R※（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上で排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、地域特性を踏まえ、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図っていきます。また、高齢化の進展や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減並びにIT化の推進に努めます。

(1) 【重点施策】区民・事業者・行政の相互理解と協力体制の構築

計画目標を達成するためには、区民・事業者・区の環境区民※がそれぞれの役割を担う協働体制を推進し、情報交流を図りながら連携していく必要があります。

区は区民や事業者に効果的に啓発できる情報提供の充実を図り、双方向の情報交換を進めていきます。

●区民への効果的な周知の実施【再掲】

●地域に根差した参画と協働の推進

・3R※リーダー等の養成と協働

地域において、ごみ減量・リサイクルを推進する区民「3R※リーダー」を引き続き養成していきます。長く地域活動等に携わっている方だけではなく、子育て世代等の若い世代も対象に、「3R※リーダー」の養成講座等を開催していきます。また、ごみ減量やリサイクル推進の普及啓発活動についても、区が情報発信するだけではなく、区と3R※リーダーが協働しながら取り組んでいきます。

・3R※行動会議の実施

地域の方々を交えて、ごみ減量・リサイクル推進のための作戦会議（3R※作戦会議）を開催し、地域特性に見合った事業を展開していきます。

・地域による見守りが必要な方への取り組み

区が実施している、地域による見守りが必要な高齢者や障がい者を対象とした戸別訪問収集だけではなく、資源の収集についても関係機関と連携しながら、特別な配慮が必要な区民への対応を検討していきます。

●事業者への効果的な啓発活動の実施

事業者は設計段階から最終処分まで一定の責任を負う製品づくりだけではなく、不用になった製品の自主回収の充実に努めるよう啓発していきます。

- 拡大生産者責任制度（EPR）*の確立

区は事業者向け、「つくる責任、つかう責任」を果たすため、生産者へ「処理困難物の自主回収制度の整備」や「環境にやさしくリサイクル可能な製品づくり」、「簡易包装の推進等、ごみの発生抑制・リサイクルの拡大に向けた取り組み」等の必要な対策を要請していきます。

また、スーパーマーケット等の小売店に対して、生産者責任の観点から、容器包装類の店頭回収の実施について推奨していきます。

- 事業系ごみの適正排出の推進

事業者を対象としたルール・マナー違反への対応については、引き続き、自己処理責任に基づき、事業系有料ごみ処理券を貼付し、適正に排出するよう、助言や指導の徹底を図っていきます。区内には小規模事業所が多いという区の特徴を十分に考慮した上で、こうした適正排出に向けた指導を引き続き行っていきます。また、事業の用途に供する部分の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の大規模建築物に加え、1,000㎡以上の要綱指導対象事業所、さらには小規模な事業所に対しても、適切な助言や指導を行っていきます。

- 荒川区役所エコアクティブプラン*の推進

区は、環境区民*の一員として、また、区内最大規模の事業者として、「荒川区役所エコアクティブプラン*」の推進を通して、区民や事業者に対して模範となるごみ減量やリサイクル推進を引き続き率先して実践していきます。

(2) 清掃・リサイクル情報の「見える化」の促進

- 優良事業者等の紹介

ごみ減量・リサイクルに関する取り組みをより一層推進していくに当たり、優れた取り組みを行っている事業用大規模建築物の所有者や、食品ロス*削減に取り組む事業者、修理リペアを行う事業者等を区報や区ホームページ、SNS等で紹介していきます。

- 清掃・リサイクル情報の「見える化」

区民や事業者にごみの減量やリサイクルに関心を持っていただくために、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費や取り組み等について、より分かりやすく示していきます。

(3) 清掃事業の適正な運営

●清掃事業の適正な運営

生活環境を保全するため、排出されたごみは効率的かつコストを考慮した収集運搬体制の構築に努めます。

●効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備

区民のニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図ります。また、高齢化の進展といった社会の動向に対応したごみ収集を実施します。

●IT技術活用の推進

IT技術を活用し、人々の生活を良い方向へ変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。具体的には、AIを活用したごみ分別を教えてくれるアプリや、適正なごみ・資源の排出を促すための集積所の監視、非接触で収集を支援管理する技術の導入、より効率的な収集ルートの開発、高齢者等の見守り等、関連部署との情報共有を図りながら先進技術を多角的に活用できるよう検討していきます。

●リチウムイオン電池[※]等処理不適廃棄物の適正な排出の啓発

区では、分別の徹底が進んでいるものの、排出されたごみや資源の中には収集や処理を進める上で支障を来すスマートフォン用のモバイルバッテリー等、リチウムイオン電池[※]を組み込んだ製品等が混入しており、収集車や中間処理施設、ごみ処理施設での火災に繋がる危険性があります。リチウムイオン電池[※]は、モバイルバッテリーのほか、無線イヤホン、電子タバコ、ハンディタイプの扇風機や電動歯ブラシといったとても小さな製品にも含まれており、可燃ごみとして排出された場合、識別除去することは非常に困難です。

このため、使用済みの小型充電式電池（リチウムイオン電池[※]、ニカド電池、ニッケル水素電池、小形シール鉛蓄電池）は、「一般社団法人JBRC[※]」が家電小売店に回収ボックスを設置しているため、区民の自主的な利用を促すため、実施小売店の情報発信と啓発に努めていくとともに、今後は先進自治体の取り組みも参考に回収手法についても検討していきます。

●災害廃棄物処理対策の充実

地震、台風等の大規模災害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、「荒川区災害廃棄物等処理方針[※]」等の実効性を確保し、災害廃棄物処理対策の充実を図っていきます。

●感染症発生時の対応

今後は、新型コロナウイルス感染症と共存する（ウィズコロナ）ことが考えられるため、引き続き、区民にはマスクの捨て方等適正な廃棄方法について啓発します。また清掃事業に係る職員については感染予防を徹底し、安定性・継続性のある収集・運搬体制を構築していきます。

コラム

プラスチックによる海洋汚染

1950年以降世界中で生産されたプラスチックは83億tを超え、63億tがごみとして廃棄されたと言われており、回収されたプラスチックごみの79%が埋立あるいは海洋等へ投棄されています。リサイクルされているプラスチックはたったの9%です。

現状のペースでは、2050年には海洋中のプラスチックの量が魚の量を上回ることが予想されています。

その中でも近年問題となっている「マイクロプラスチック」は、海や自然の中に拡散した、大きさが5ミリメートル以下の微小なプラスチック粒子のことで、紫外線や波によって微小な断片になったプラスチックや、洗濯排水に含まれる繊維、研磨材として含まれているマイクロビーズ等が含まれます。

近年、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題視されており、海洋汚染対策が世界中で進められています。海のごみの8割が陸地から移動してきたものと考えられていることから、河川を経由して海域に流入するプラスチックも多く存在すると考えられています。



ウミガメに巻き付いたプラスチック

出典：UN World Oceans Day



鯨の体内から見つかった大量のプラスチック片

出典：タイ天然資源環境省